

平成25年度 公益財団法人亀山市地域社会振興会事業計画

基本方針

振興会は、三重県知事から公益財団法人の認定を受け、平成25年4月1日より「公益財団法人亀山市地域社会振興会」として新たな一步を踏み出すことになりました。

このことは、振興会がこれまで実施してきた文化会館を拠点に開催してきた文化振興事業、花しょうぶまつりや石水溪まつりなどの市民交流を目的とした事業、振興会の財産である青少年研修センター並びにスポーツ研修センターの設置及び管理運営、文化会館、石水溪キャンプ場、西野公園・東野公園・亀山公園といった大規模公園から市内各地に点在する小規模公園の維持管理並びにこれらの施設の貸館事業など行ってきたことが地域社会の健全な発展に貢献していると認められたもので、平成25年度もこのような公益を目的とした事業を積極的に実施し、地域社会の振興、市民サービスの向上、福祉の増進を図ります。

また、平成25年度は、亀山市から指定管理者の指定を受けた最後の年になることから、文化会館及び中央コミュニティセンター、都市公園81施設、石水溪キャンプ場施設について、これまで以上に利用者の視点に立ったより質の高い運営サービスを提供するとともに、次期の指定管理の指定を獲得できるよう最大限の努力をいたします。

このような状況の中で、振興会は、市民の皆さんとともに歩む財団として「亀山に生きてよかった」、「これからも亀山に住み続けたい」と感じていただけるようなまちづくりの一翼を担っていきたいと考え、次のことを基本方針に掲げ取り組んでいきます。

1 平等性の確保

施設を管理運営するにあたり、公平性、中立性、透明性を確保するとともに、高齢者や身障者にも配慮するなど利用者の目線に立ったよりきめの細かい運営サービスを提供します。

2 行政処分代行業務の確実な遂行

指定管理者に委譲された権限（施設の利用承認）は、亀山市の行政処分の代行業務であることを再認識し、迅速かつ確実に遂行します。

3 満足度及びサービスの向上

市民のニーズを的確にとらえ、施設の弾力的な運営や窓口での迅速な対応など市民サービスの向上に努め、誰もが「利用しやすい」、「また、利用したい」と感じていただけるような施設づくりを行います。

4 利 用 の 拡 大

催物ごあんない、財団たより、ホームページ等で施設の概要、事業、催物等をPRし、利用の拡大を図ります。

また、アンケートなどを活用して、事業や施設の課題等を把握し、迅速に対応いたします。

5 安 心 、 安 全 な 施 設 の 整 備

振興会スタッフによる日常点検の励行と専門業者による定期点検を実施し、利用者が安心、安全に利用できるよう施設、設備の整備を行います。

6 管 理 運 営 経 費 の 削 減

管理運営コストを常に意識し、必要最小限の経費で最大の効果が発揮できるよう効率的、効果的な施設の管理運営を行います。

7 地 域 (市 民) と の 連 携

地域団体やボランティア活動など幅広い地域（市民）と連携を取りながら、各種事業を開催し、亀山市の地域力アップに貢献します。

8 コ ン プ ラ イ ア ン ス の 徹 底

各種関係条例、規則及び各種法令を遵守します。

振興会スタッフが常に高い倫理観と責任感をもって行動できるよう意識の醸成に取り組みます。

事業計画

1 公益目的事業

地域社会の健全な発展を目的に、次の事業を行います。

(1) 文化振興事業

鑑賞型、参加型、育成型事業の三つを柱に特色ある自主文化事業を開催し、市民文化の向上及び文化の振興を図ります。

①鑑賞型事業

優れた舞台芸術をより多くの市民に低廉な料金で鑑賞の機会を提供します。

この鑑賞型事業は、特定の文化に偏らず子ども向け、若者向け、高齢者向け等様々なジャンルの催物を開催し、市民が年に一度はこの事業に参加していただけるよう取り組みます。

- (ア) クラシックコンサート
- (イ) 子ども向け催物
- (ウ) 若者向け催物
- (エ) 演歌、歌謡ショー
- (オ) 大衆向け催物
- (カ) 映画鑑賞会
- (キ) その他

②参加型事業

これまでの経験や培ったノウハウを生かし、個人や市民団体などが参加できる催物を開催します。

この参加型事業は、専門家の指導、プロとのセッション、各種団体とのコラボレーションなど様々な形態による催物を開催し、市民文化活動の向上を図るとともに地域の活性化に繋がります。

- (ア) さいまつコンサート

第1部：地元音楽団体の発表の場の提供

第2部：ベートーヴェンの「第九」の合唱

- (イ) ゴールデンウィークふれあいプラン

子ども自由画コンテストや親子そば打ち体験、親子茶道体験等親子で参加できる催物

- (ウ) KMJ 亀山ミュージックジャンボリー

出場するバンドを一般公募し、本番に出場できるのはテープ審査、ライブ審査で勝ち残った10チーム

- (エ) 春の音楽祭～春のコンサート～

第1部：「雪月花かめやま」など亀山の歌の継承

第2部：市民音楽団体とプロの演奏家とのセッション

③育成型事業

各種団体や次世代を担う青少年などの文化活動の支援や育成に取り組み、地域文化の裾野の拡充を図ります。

- (ア) 亀山若い芽のコンサート

音楽を愛し、音楽を学び、若くして世に羽ばたこうとする人たちをクラシック音楽

を中心に一般公募し、舞台上で演奏することや、お客様の集客など様々なことを体験してもらいます。

(イ) 市民自主運営型事業

自分たちだけでは、発表の機会がもてない個人や文化団体が自ら企画・運営する催物で、地域文化の育成及び地域の活性化に繋がります。

(ウ) アウトリーチ活動

小学校や中学校などに出向いて、プロによる合唱指導、プロによる演奏などを通じて、これから文化活動に興味を持ってもらう人材を育成します。

(エ) 各種文化団体などの育成

各種文化団体などに振興会が開催する自主文化事業への出演依頼、各団体が自ら主催する催物への後援、他の行事への出演の紹介など各種文化団体の活動がさらに活発になるよう取り組みます。

(2) 市民交流を目的とした事業

市民のふれあい交流を目的とした事業を開催することで、地域社会の健全な発展に寄与します。

①花しょうぶまつりの開催

市の花である「花菖蒲」を市民により一層親しまれるもの、身近なものとして感じていただけるようPRするとともに、市民の憩いの場及びふれあい交流を目的に6月上旬に亀山公園花菖蒲園で開催します。

このまつりを開催するにあたっては、ボランティアで実行委員会を組織し、花菖蒲の栽培指導、写真コンテスト、写生大会、各種出店などを行い、地域の活性化にも貢献します。

②石水溪まつりの開催

亀山市の随一の景勝地である石水溪の素晴らしさを知ってもらうとともに、市民のふれあい交流を目的に秋に石水溪キャンプ場で開催します。

このまつりを開催するにあたっては、ボランティアで実行委員会を組織し、子どもを対象にした絵画コンクール、宝さがし、マスつかみなどのお楽しみ会や石水溪ミニハイキング、自然観察会、紙すき体験など石水溪ならではの地域に密着したイベントを開催し、地域の活性化にも貢献します。

(3) 研修センターの設置及び管理運営

青少年研修センター及びスポーツ研修センターを振興会が設置し、管理運営することにより市民サービスの向上、福祉の増進を図ります。

①青少年研修センターの設置及び管理運営

青少年の社会教育の振興と健康の維持・増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、文化の向上に寄与することを目的に同施設を振興会が設置し、管理運営します。

②スポーツ研修センターの設置及び管理運営

市民の健康維持・増進と体位向上を図り、武道等の奨励・研修並びに社会体育の普及発展を図ることを目的に同施設を振興会が設置し、管理運営します。

(4) 施設及び公園の維持管理

亀山市の指定管理の指定を受けた文化会館及び中央コミュニティセンター、都市公園 8 1 施設、石水溪キャンプ場 3 施設の合計 8 6 施設の維持管理を行います。

維持管理を行うにあたっては、利用者が安心、安全に利用できるよう万全を図るとともに、必要最小限の経費で最大の効果が発揮できるよう効率的、効果的に実施します。

(5) 貸館事業

亀山市の指定管理の指定を受けた文化会館及び中央コミュニティセンター、石水溪キャンプ場 3 施設と振興会の財産である青少年研修センター及びスポーツ研修センターの貸館業務を行います。

貸館を行うにあたっては、公平性、中立性、透明性を確保するとともに、高齢者、障がい者にも配慮するなど利用者の目線に立ったよりきめの細かい運営サービスを提供します。

2 収益事業

機関紙の発行、駐車場の経営、切手類の販売などの収益事業を行うことにより、振興会の円滑な運営を図ります。

①財団たよりの発行

毎月 1 回広告収入で「財団たより」を発行して、振興会の催物、事業等を掲載し、市民への PR を図ります。

②駐車場経営

井田川駅前、井田川駅西、亀山駅前、亀山駅西駐車場を経営し、利用者の利便を図ります。

③切手類の販売

郵便切手、はがき、収入印紙等を販売し、利用者の利便を図ります。

3 法人管理事業

評議員会・理事会に関すること、定款及び諸規程の改廃に関すること、職員の勤務条件及び給与に関すること、予算及び決算に関すること、行政庁に対する定期報告事務に関すること、亀山市等との連絡調整に関すること、入金及び支払事務に関することなど法人全体を統括する事業を行い、振興会の円滑な運営を図ります。